

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系の排気ダクトに設置されているダストサンプリング用ノズル先端の閉止栓が外れていたため、閉止栓を取付	D	
2	2号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合器のドレントラップバイパス弁駆動部の点検において、制御用空気の減圧弁用小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
3	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）用清水冷却器ベント弁の点検において、弁体の破損・脱落が認められたため、当該弁体を交換	D	
4	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）用一次ドレン弁の点検において、弁棒継手部に一部欠損が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器用ろ過材保持ポンプ（A）入口弁の点検において、弁蓋フランジ部にリークの痕跡（析出物付着）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	主タービン潤滑油貯蔵タンク室内油ドレンサンプポンプの点検において、グラウンド部の油飛散防止用リングの緩み・位置ずれが認められたため、当該リングを固定修理	D	
7	3号機	1～4号機共用所内ボイラ用電源設備の起動変圧器（A）冷却装置制御盤に、変圧器の電気出力側導体（銅板）用絶縁油室の圧力上昇時、放圧装置の動作を示す警報が発生したため、当該警報発生回路を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉建屋大気圧力計器監視用モニタ画面（中央操作室設置のパソコン）に映像不良（画面が暗い）が認められたため、当該モニタ画面を点検・修理	対象外	
9	5号機	燃料交換機の操作盤に燃料交換機制御用計算機の異常を示す警報が発生したので現場を調査したところ、当該計算機の電源がしゃ断されていたため、当該計算機を点検・修理	D	
10	6号機	中性子計測系起動領域モニタ装置（B・F）のデータ表示画面に映像不良（文字のかすれ）が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	対象外	
11	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用補機冷却系サージタンクのレベル調整弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	6号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）入口弁駆動部の点検において、制御用空気の減圧弁本体よりエアリークが認められたため、当該減圧弁を点検・修理	D	
13	6号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機のディーゼルエンジン入口海水圧力計の検出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
14	集中環境施設	機器ドレン再生廃液中和タンク用攪拌弁下流側に設置されている弁のグラウンド部にリークの痕跡（析出物の付着）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで